

新設分割にかかる事前開示書面

(会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2023 年 2 月 9 日

アサヒ衛陶株式会社

2023年2月9日

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル10階

アサヒ衛陶株式会社

代表取締役 星野 和也

アサヒ衛陶株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年2月9日付新設分割計画書に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、当社の衛生機器事業及び洗面機器事業に関する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務を、新たに設立するアサヒ衛陶株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本件分割に関して会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づき、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容

2023年2月9日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

新設会社は、本件分割に際して普通株式200株を発行し、その全株式を当社に割当交付いたします。当社に交付される新設会社の株式の数につきましては、本件分割が単独新設分割であることから、当社が任意に定めることができるため、新設会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第3条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当すべき事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

- ①当社の2022年11月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ2,072百万円及び861百万円、純資産の額は1,210百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。本件新設分割に際して新設会社が当社から承継する予定の資産の帳簿価額は、2,014百万円（概算）であり、負債の帳簿価額は810百万円（概算）です。
- ②本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ③以上を踏まえ、本件新設分割によって、当社の負担する債務の履行の見込みについて、特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

- ①本件新設分割により、新設会社が当社から承継する予定の資産の帳簿価額は、2,014百万円（概算）であり、負債の帳簿価額は810百万円（概算）です。また、当社は、新設会社への債務の承継に関し、重層的債務引受の方法によるものとしています。
- ②本件新設分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ③以上を踏まえ、本件新設分割によって、新設会社の負担する債務の履行の見込みについて、特段の支障がないと判断しております。

以上

新設分割計画書

アサヒ衛陶株式会社（「ASAHI EITO ホールディングス株式会社」に商号変更予定、以下「甲」という。）は、新たに設立するアサヒ衛陶株式会社（以下、「乙」という。）に対し、甲の営む国内における「住宅設備機器事業」（以下「本対象事業」と総称する。）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり、新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

（乙の定款記載事項）

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙 定款のとおりとする。

（株式の割当）

第2条 乙は、本新設分割に際して普通株式 200 株を発行し、その全てを甲に割当て交付する。

（乙の資本金等の額）

第3条 乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 金 10,000 千円
2. 資本準備金の額 金 0 円

（設立時役員）

第4条 乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

1. 設立時取締役
星野和也、山口和秋、上野泰志、石橋孝広
2. 設立時監査役
棟朝英美

（分割期日）

第5条 分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）は、乙の設立登記をすべき日である 2023 年 6 月 1 日とする。ただし、新設分割手続きの進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

（継承する権利義務）

第6条 甲は、第5条に規定する分割期日において、本対象事業に係る別紙記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を乙に移転し、乙はこれを承継する。なお、乙が承継する資産及び債務は、2022年11月30日現在の甲の貸借対照表を基礎として、分割期日までの増減を加除した上で確定することとし、債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。

(競業避止義務)

第7条 甲は、本新設分割の効力発生後においても、乙に対して、本対象事業に関し競業避止義務を負わないものとする。

(本計画の変更等)

第8条 甲は、本計画作成後、分割期日までの間に天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本計画を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

(本計画の効力)

第9条 本計画は、甲の第72回定時株主総会における承認ならびに法令に定める関係官庁による承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

(その他の事項)

第10条 本計画に定めのない事項その他本新設分割に関し必要な事項については、本計画の趣旨に従い甲がこれを決定する。

令和5年2月9日

大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通 FN ビル 10 階

アサヒ衛陶株式会社

代表取締役 星野和也

アサヒ衛陶株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、アサヒ衛陶株式会社と称し、英文では、ASAHI EITO C
O. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 以下に掲げるもの及びその部品の設計、建造、製造、据付、修理、解体、販売、輸出入、賃借並びにその他の役務の提供に関する事業。
 - (1) 陶磁器及び建築用設備機器。
 - (2) 化成品を使用した製品及びその他有機化学製品。
 - (3) 家庭用電気機械器具及びその他家庭用品。
 - (4) 家具、事務用機器、木製品、装飾品、日用雑貨品、繊維製品、ガラス製品。
 - (5) 電気用・理化学用・工業用セラミック製品。
 - (6) 建築材料、土木資材、緑化造園材料。
 - (7) 金属製品、金属加工品。
 - (8) 医療・保健・衛生・福祉介護用機械器具及び用具。
 - (9) 空気清浄・水質浄化・その他公害防止用機械器具。
 - (10) ユニットバス、システムトイレ等建築用住宅関連設備機器。
 - (11) 各種水栓、配管及び継手。
 - (12) 建物その他の構築物及びその部材。
 - (13) 空調設備機器、厨房設備機器等各種建築物に関連する設備機器。
 - (14) 合成樹脂、合成ゴム、合成皮革及びその他の可塑性。
 - (15) 事務機器、安全防災機器及び公害防止関連機器並びにこれらに関連する器材。
 - (16) 美容、理容、介護、衛生に関する機器。
 - (17) 新エネルギー発電システム並びに新エネルギー応用製品。
 - (18) 電池・電池応用製品その他の化学・金属製品。
 - (19) 電気自動車、その部品及び充電設備。
 - (20) 情報機器。
 - (21) 通信機器。
2. 前各号に掲げる製品、その原料、材料の製造、販売及び輸出入。
3. 前各号に掲げる製品、原材料等の研究開発、設計及び諸権利の貸借及び売買。
4. 建築工事、設備工事、管工事、機械器具の設置工事、内装工事その他建設工事の企画、設計、施工、請負、監理に関する事業。
5. 各種建築物、構築物の増改築及びリフォーム工事に関する事業。
6. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運営及びその代理、仲介。
7. 貨物運送取扱事業及び倉庫業。
8. 介護保険法に基づく次の事業。
 - (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業。
 - (2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業。
 - (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業。
 - (4) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業。
 - (5) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業。
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の事業。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく障害福祉サービス事業。
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく一般相談支援事業。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく特定相談支援事業。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく地域生活支援事業。旅客自動車運送事業。

- 1 0. 旅客自動車運送事業。
- 1 1. 発電、売電及び電力の小売りに関する業務。
- 1 2. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業。
- 1 3. 特定技能外国人支援事業及び紹介事業。
- 1 4. 外国人研修生の受け入れに関する仲介及び手続の代行に関する事業。
- 1 5. 学校、教育教室等の企画、アドバイザー及び経営。
- 1 6. インターネットを利用した学習塾の経営。
- 1 7. 翻訳業及び通訳業。
- 1 8. 電気通信事業法に基づく電気通信事業。
- 1 9. 情報の収集、分析、管理及び情報処理サービス並びに情報提供サービス。
- 2 0. 電子決済システムの企画、開発、運用、リース、販売及び保守、点検。
- 2 1. 各種企画、アドバイザー及びコンサルティング事業。
- 2 2. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託。
- 2 3. 前各号に付帯又は関連する一切の事業。

(本 店)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第16条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(資格)

第23条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第24条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第27条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしなくて取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第35条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第37条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年11月30日までとする。

以上、ASAHI EITOホールディングス株式会社（大阪市中央区常盤町一丁目3番8号）の衛生機器事業及び洗面機器関連商品の販売事業に関して有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

令和5年6月1日

大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
アサヒ衛陶株式会社
代表取締役 星 野 和 也

承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、分割効力発生日において本分割事業に属する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

1. 資産

(1) 流動資産

本分割事業に係る現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、商品及び製品、未収入金、前渡金、その他流動資産

(2) 固定資産

本分割事業に係る建物、建物付属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、ソフトウェア、長期貸付金、その他投資その他の資産

2. 負債

(1) 流動負債

本分割事業に係る買掛金、未払金、未払費用、未払経費、前受金、預り金、製品保証引当金、賞与引当金、その他の流動負債

(2) 固定負債

本分割事業に係る退職給付に係る負債、その他の固定負債

(3) 新設会社に承継される一切の債務につき、当社は新設会社とともに、重疊的に債務を引受ける。

3. 雇用契約

分割効力発生日において本分割事業に従事する従業員との雇用契約。なお、雇用契約に定められた労働条件はそのまま維持される。

4. 契約関係

本分割事業にかかる取引基本契約、業務委託契約、その他本分割事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

5. 許認可

本分割事業に関して当社が取得している許認可等のうち、法令上当社から新設会社へ承継が可能であるもの。

以上